

# うすき食文化フェス2024 出店要項

## 1. はじめに

うすき食文化フェス2024実施概要の趣旨に基づき、地元素材（農産物、海産物、調味料など）を使った料理や加工品をはじめ、無駄のない食材活用を意識した料理や、地元で愛されてきた食の販売等を通じて、来場者に臼杵の食文化を楽しんでもらう場とします。

## 2. 出店条件

- (1) 原則、市内に住所又は事業所を有する事業者や、地域団体等。  
ただし、出店数の状況により事務局より市外の事業者に出店募集する場合があります。
- (2) 暴力団員、暴力団関係者及びそれに類する団体に所属する者、またそれらの者と密接な関係にある者ではないこと。
- (3) 食品を調理・提供する場合は、食品衛生許可と食品営業許可（一時許可含む）を取得していること。

## 3. 出店詳細

### (1) スケジュール【3月24日(日)】

- 搬入&準備 . . . . . 9:00～（八町大路出店者は10:00～）
  - 販売開始 . . . . . 11:00～（売り切れ次第終了）
  - 搬出&片付 . . . . . 15:00～16:00
- ※ 八町大路交通規制は、9:00～16:00の予定です。

### (2) 出店料

無料

※ ただし、出店内容によっては、保健所への食品一時営業許可等が必要となります。その際の申請手続きは出店者様において行っていただき、それに係る費用は出店者様の自己負担となります。

### (3) ブースサイズ

- 大手門公園 . . . 幅3.5m×奥行1.8m（7m×3.6mの1張りを4等分）  
若しくは、幅2.4m×奥行2.4m（マルシェテント1張り）
  - 八町大路 . . . 幅2.4m×奥行2.4m（マルシェテント1張り）
- ※ 申込状況によってサイズが変更となる可能性があります。

#### (4) 貸与可能備品

| 品目                                     | 数量   | 備考  |
|--|------|---|
| 長机（幅 1800mm×奥行 450mm）                  | 1～4台 | 左記数量に追加が必要な場合は、事前に事務局までご相談ください。             |
| イス                                     | 1～2脚 |   |
| 簡易手洗い設備<br>（20L 蛇口付きポリタンク・簡易流し台・排水バケツ） | 1式   | 飲食出店者は事前申込で貸与可能です。<br>不要な方は申込の際にその旨ご記入ください。 |

※ ガスコンロ、電源等の貸与はありませんので、使用する場合は出店者様にてご準備ください。

※ 火気を取り扱う場合は、必ず消火器（6型以上）をご準備ください。

#### (5) 会場

大手門公園（臼杵市観光交流プラザ横）又は八町大路（臼杵市中央通り商店街）の既存店舗前。

※ 具体的な出店場所は、主催者側で決定させていただきます。



#### (6) 出店者用駐車場

出店者説明会にてご説明します。

## 4. 出店に関する注意事項

### 【全出店者共通】

- (1) 万一のトラブル（食中毒・施設損害等）や会場内での盗難・事故に関しては、出店者様の責任とし、主催者はその責任を一切負いませんのでご了承ください。
- (2) 可能な限り、環境に配慮した工夫（プラスチック袋の不使用やエコ容器の使用など）をお願いします。
- (3) 販売等で発生したゴミや廃油等は出店者が持ち帰り、自身の責任で処理するものとします。

### 【食品を製造・加工・調理する場合】

- (4) 大分県が定める「大分県特殊形態食品営業に関する取扱い要綱」により、提供できる品目は以下のとおりです。
  - 現地で提供直前に加熱調理して、その場で飲食させる食品
  - 仕入品をそのまま販売・提供する食品（製造者による表示のあるもの）
- (5) 自店テント内以外での調理はできません。下処理については、事前に保健所に申請した施設（下処理場所）以外での作業はできません。
- (6) 自店テント内での調理については、加熱、盛り付け、トッピング等の簡易なものとし、材料をカットするなどの行為はできません。
- (7) 出店決定後に保健所に申請を行い、許可を受けたもの以外を販売することはできません。（申請の必要がない販売物を除く）
- (8) 臼杵市産をはじめとする県内産食材（ほんまもん農産物、臼杵漁港で水揚げされた魚介類のほか大分県産農林水産物など）やオーガニック素材を使ったもの、郷土料理、添加物等を極力控えた調味料などを使用するよう可能な限り心がけてください。
- (9) ガス等、火気を取り扱って出店する場合、事前に消防署に届け出が必要です。その際の手続きは主催者が一括して届け出しますが、準備物として消火器が必要になりますので出店者様においてご準備ください。（開催当日に消防署の確認審査があります）

※ 上記(4)～(7)をはじめとする食品衛生関係に関する事項については、「簡易な施設で食品を提供するみなさまへ～特殊形態食品営業について～」(別紙)を必ずご確認ください。

### 【別の場所であらかじめ調理加工して容器に入れた食品を販売する場合】

- (10) 弁当、惣菜、パン、菓子類、加工品など、許可をとっている別の場所（自宅不可）で調理・加工したものを容器に入れて販売する場合は、食品表示法に基づいた表示ラベルを必ず貼付してください。
- (11) 該当となる食品について、直射日光の当たる場所への陳列や、高温になる場所への保管などはしないでください。

## 5. 出店申込の手続き

### (1) 必要書類

#### 【全出店者共通】

- (1) 出店申込書（様式1）
- (2) 販売品目リスト（様式2）
- (3) 出店に関する誓約書（様式3）

#### 【食品を製造・加工・調理する出店者】

- (4) 一時営業許可証のコピー、または一時営業許可申請書のコピー

### (2) 申込締切

書類(1)～(3)・・・令和6年1月19日(金)

書類(4)・・・・・・ 令和6年3月 8日(金)

### (3) 提出方法

郵送、メール、FAX、持参のいずれか

### (4) 提出先

〒875-8501

臼杵市大字臼杵72番1 臼杵市産業観光課 食文化創造都市推進室

TEL: 0972-63-1111 (内線4021) / FAX: 0972-64-0203

E-mail: creative\_city\_usuki@city.usuki.oita.jp

### (5) 留意事項

- 出店の可否は、主催者で申請内容を審査のうえ、決定します。審査に当たっては、申請内容等に関して照会等を行う場合があります。
- 申請多数の場合、出店場所の都合により、出店をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

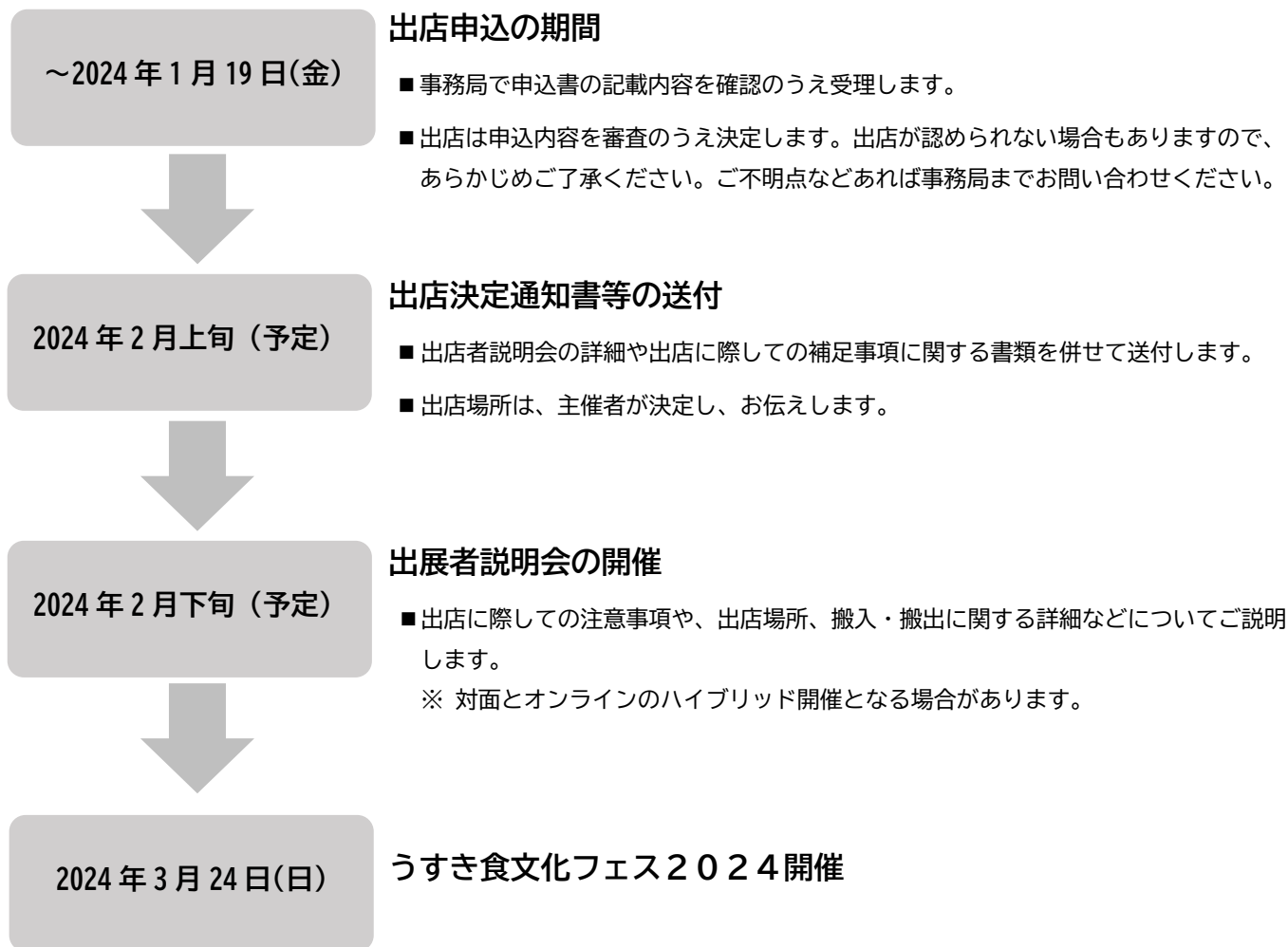
## 6. 出店者説明会

出店予定者の方は、必ず出店者説明会への参加をお願いします。

代理人が出席する場合は、事務局への事前連絡をお願いします。

- 開催日時：2月下旬（予定）※出店予定者に別途通知します。
- 内 容：当日の具体的な搬入搬出方法や出店場所の説明、出店内容の確認等

## 7. 出店申込から開催までのスケジュール



## 8. お問い合わせ先

### (1) 出店に関すること全般

臼杵食文化創造都市推進協議会 事務局

(臼杵市産業観光課 食文化創造都市推進室 小嶋・堤)

TEL: 0972-63-1111 (内線4021) / FAX: 0972-64-0203

E-mail: creative\_city\_usuki@city.usuki.oita.jp

### (2) 食品一時営業許可に関すること

大分県中部保健所 衛生課

TEL: 0972-62-9171